

(様式3)

令和4年3月7日
京丹後市

「京丹後市庁舎増築棟整備基本計画（案）」に対する意見募集の結果

京丹後市では、京丹後市庁舎増築棟整備基本計画（案）に対する意見の募集を、令和4年2月2日から同年2月22日まで行いました。その結果、3件のご意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いたご意見を踏まえ、計画の策定作業を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、まちづくりグランドデザイン推進事業として、京丹後市庁舎増築棟整備に向けて京丹後市庁舎増築棟整備基本計画を策定するため、令和4年2月2日から同年2月22日まで意見の募集を行いました。

その結果、3件のご意見を頂きました。頂いたご意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、頂いたご意見を踏まえ、令和3年度中を目途に、京丹後市庁舎増築棟整備基本計画の策定作業を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先： 市長公室政策企画課

住 所： 〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電 話： 0772-69-0120

F A X： 0772-69-0901

電子メール： kikaku@city.kyotango.lg.jp

(関係報道資料)

京丹後市庁舎増築棟整備基本計画（案）について「京丹後市庁舎増築棟整備基本計画検討会議」が市長に提出（令和4年1月27日発表）

「京丹後市庁舎増築棟整備基本計画（案）」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

| 項目 | 意見要旨 | 考え方 |
|-------------------|---|--|
| <p>基本的な理念について</p> | <p>庁舎方式（本庁・分庁）のメリットとデメリットについては、合併当初から周知され、その不便や課題等は“6町合併”の必然性であり、また合併時の不文律である。</p> <p>いまさら、その議論を蒸し返す必要はなく、その不便解消のための本庁舎の充実を言うなら、合併は返上すべきものである。さらに、ICT等による事務の軽減と効率化が進む中、“箱物”に拘ることは、時代の流れに逆らうもの。</p> <p>また、既存施設の古さ、不便さなども、丹後の歴史と伝統を学ぶうえで重要であると共に、一種、観方を変えれば、この時代に不足しつつある“コミュニケーション”の持続と発展に関しては、メリットの方が大きい。</p> <p>当然の如く、安全面に係わるものについては、早急なる対処と修繕・改良を施す。 ～ 古きものを大事にする“心”と“行動”が寛容 ～</p> <p>【理由】 京丹後市の“SDGS”の為なら～“少々の不便”はOK！です。</p> | <p>増築棟の整備を通じて、多様化する福祉ニーズに対応した福祉事務所機能の充実及び子育て支援窓口の一元化、SDGsのその先を見据えた脱炭素やICT対応などこれからのまちづくりの拠点整備として、市民サービスの向上を目指し計画・検討しているものです。</p> <p>市民局機能についても、それぞれの庁舎を核としながら地域活性化の拠点として必要な整備は行っていくものと考えており、ますますICT化が進むことが予想される中、対面とオンラインの長所、短所を上手に組み合わせ、市民の利便性向上や的確な相談対応等を行ってまいります。</p> <p>これからのまちづくりに必要な整備であると考えています。</p> |
| <p>概算事業費について</p> | <p>上記の意見と理由などにに基づき、既存庁舎の経年劣化に伴う整備費と、その関連費に抑えるべき。～“身の丈”に合った”整備”を！</p> <p>【理由】 “Simple is Best！”であり、今後、生じて来るであろう、市民生活を支える諸施策である、福祉・医療・教育・社会保障の制度の拡充や農林水産商工業の振興、各種防災事業の充実、その他インフラ整備などの継続と新設、改良等に対するの予算を傾注させる必要があるなど、京丹後市の100年先をも見通した“将来”を憂慮する為。</p> | <p>合併以来、峰山総合福祉センターをはじめ、合併前に建てられた旧町庁舎を使用した分庁舎方式で本市の行政運営を進めてまいりましたが、それぞれの建物について老朽化がだんだんと進んでくる中で、大規模な改修も必要となっています。</p> <p>特に峰山総合福祉センターについては、耐用年数等を踏まえるとその在り方を検討しなければならぬ段階にきており、福祉事務所機能の移転を早急に検討する必要があります。</p> |

(様式3)

| | | |
|-----------------------------------|--|---|
| | | <p>こういった中で、合併特例債の活用期限を見据えたときには、各庁舎の大規模な改修や福祉事務所機能の移転を判断しなければならない状況にあります。</p> <p>合併特例債を活用し庁舎増築棟を建設した場合は、本庁機能の集約化を行わず既存庁舎を継続利用した場合と比較し、財政負担及び庁舎機能において優位であると判断しており、増築棟整備が必要不可欠であると考えています。</p> |
| 計画について | <p>計画については、賛成です。</p> <p>ただし、事業費が大きいと、新設のときにあれもこれもしたいところですが、計段階で、しないことや辛抱することもあっていいと思う。</p> <p>現状以上に良くする内容のものについては、市民は辛抱すべきと思う。</p> <p>どれぐらいまでという基準は、一般企業がしている程度であるべき。</p> <p>市役所だけ立派であってほしいという思いがある。</p> <p>逆に、この概算予算でできる範囲しかしないぐらいの計画してほしい。</p> | <p>本計画は、庁舎増築棟整備にあたり、SDGsの達成やその先の未来社会を見据えた基本理念、基本方針、導入機能を計画立てしてはいますが、できる限り概算事業費については経費縮減に努め、必要最小限の施設整備となるように進めてまいります。</p> |
| 庁舎整備（A案）と庁舎再配置（B案）の改めての評価について（P1） | <p>概要と予算が確定できているので、この結果をもとに、改めて比較検討し、A案有利であるというような評価があるとわかりやすい。</p> | <p>A案は平成28年に、B案は平成30年に行った基本設計の内容について、6つの評価項目（①災害対応、②市民の利便性、③交通アクセス、④行政の効率的な運営、⑤資金計画、⑥整備費）により、令和2年に設置した市庁舎整備検討委員会で審議、評価したものです。</p> <p>今回の基本計画案は、優位と評価されたA案の整備計画であり、この両案の評価が変わるものではありません。</p> |
| 概算事業費について（P48） | <p>概算事業費について、工事費の妥当性が判断できない。</p> <p>せめて項目毎に、同規模と比較して妥当性を評価してほしい。</p> <p>オリンピックのように、実際に行くと何倍にもなってしまうということが怖い。</p> | <p>庁舎増築棟の概算事業費は、延床面積に建築単価を掛けて算出したものであり、項目ごとの評価等は基本設計を行ってからとなります。</p> <p>現時点で想定している概算事業費については、経費縮減に努め、必要最小限の施設整</p> |

(様式3)

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| | <p>できれば、市民一人あたりの実質の負担額のような指標があればわかりやすい。</p> <p>今するのと、合併特例債がなくなった場合など。</p> | <p>備となるように進めてまいります。</p> |
| <p>検討にあたっての指標について (P38～43)</p> | <p>検討されている指標は、現在値であるが、10年後20年後30年後などかどうかということも判断材料としてあるとわかりやすい。</p> <p>人口、職員数、駐車台数、職員一人あたりの面積</p> <p>【理由】</p> <p>人口減であるため、将来余裕がありすぎることにならないよう、10.20.30年後についても、妥当ですよという検討が必要と思う。そのうえで、現在最適でなく、10年後最適のような結果が良いと思う。</p> | <p>人口については、減少傾向ではあるものの、10年、20年、30年の職員数について、人口減少下にあつて、行政需要の量・質の変化が予想され、ICTの活用による省力化・効率化も期待できる場所であり、様々な要素がからみあうことから、人口減少をもとにした職員数を推測することは現状において困難であります。</p> |
| <p>本計画の位置づけについて</p> | <p>P1で本計画の位置づけは「基本的な方向性や考え方などをまとめたもので、今後の設計段階において、より詳細な検討を行う上での指針となり、必要な条件を示すもの」とありますが、下記の理由から、単なる方向性・考え方・指針のみでなく、具体的で詳細な内容を明確に示したものとすべき。</p> <p>また、文章表現として、本計画が策定（確定）された段階での表現をとるべきで、「市職員のワークショップ、パブリックコメントなどの実施により（中略）検討するとともに、（中略）柔軟に対応していきます。」という未来形ではなく、「（例：現在の社会的課題を踏まえ）、市職員のワークショップ、パブリックコメントなどの実施により（中略）検討してきました。」と過去形にすべきではないでしょうか。</p> <p>【理由】</p> <p>P49の事業スケジュールにおいて、令和4年度に基本設計及び実施設計を計画するとなっています。基本設計とは建物のほぼ確定的な設計、実施設計とは基本設計に基づいた（部材や工程等の）詳細な設計であると認識しています。この年次計画では、令和4年度の予算が成立すると、自動的に基本設計・実施設計まで進むことになる。つ</p> | <p>基本計画の位置付けについては、P1で記述したとおりであり、この方向性や考え方をもとに基本設計に入り、具体的な図面の作成や仕様を決め概算事業費を積算することになります。</p> <p>従つて、基本設計段階以降においても議会への説明・質疑等は必要なものと認識しており、また、予算にかかわることは議決事項となります。</p> <p>また、文章表現でご指摘いただきました箇所につきましては、次のとおり修正します。</p> <p><修正前></p> <p>P1 「2 庁舎増築棟整備基本計画策定の目的・位置付け (略) 市職員のワークショップ、パブリックコメントなどの実施により市民の意見を取り入れながら検討するとともに、今後、新たに生じる社会的変化などへ柔軟に対応していきます。」</p> <p><修正後></p> <p>P1</p> |

(様式3)

| | | |
|----------|--|---|
| | <p>まり、基本設計と実施設計の関係において、(細かな部分を除き)基本的に設計の修正は無い、議会も市民も修正をする機会が無いというスケジュールになっていると思慮します。そのような手順となるのであれば、本基本計画は、議会や市民が意見を言うことのできる最終的な段階であることとなります。そうであるならば、本基本計画は、次に行われる基本設計と同等に詳細で具体的な内容となっていなければ、増築棟計画そのものの妥当性を判断するものにならないと考えます。したがって、本計画の位置づけは、単なる方向性・考え方・指針のみにとどまるのではなく、それを踏まえ、更に具体的で詳細な内容を明確に示したものとすべきと考えます。</p> | <p>「2 庁舎増築棟整備基本計画策定の目的・位置付け (略) 市職員のワークショップ、パブリックコメントなどの実施により市民の意見を取り入れながら検討してきましたが、<u>今後も新たに生じる社会的変化などへ柔軟に対応していきます。</u>」</p> |
| 建設場所について | <p>防災上の観点からも、洪水浸水想定がなされている地帯への建設は避けるべき。</p> <p>【理由】 本計画にこの件についての記載箇所はありませんが、意見の通り、増築棟建設予定場所は京都府の洪水浸水想定がなされている場所であり、本庁舎建設には適当な場所ではありません。計画では敷地地盤の嵩上げを検討するとされています(p44)が、周辺道路も同様に浸水想定されている地帯です。周辺道路も含めた浸水への抜本的な改善がなされない限り、当該予定地に本庁舎を建設するのは避けるべきだと考えます。</p> | <p>平成30年に京都府が示した千年に1回程度の豪雨を想定した浸水区域図において、増築棟建設の予定場所については、最大1m弱程度の浸水が想定されていますが、増築棟敷地の地盤面を嵩上げし、浸水が想定される玄関や出入口などに止水板(P23検討例)を設置することで、1mの浸水対策を行う計画としています。</p> <p>周辺道路等も冠水が想定されますが、それにより、災害対応がストップすることはなく、千年に1回程度の豪雨に対しても必要な対応はできるものと考えています。</p> |

(様式3)

| | | |
|------------------------|--|--|
| <p>庁舎の規模及び整備内容について</p> | <p>増築棟の面積及び整備内容について再検討し、具体的な内容について基本設計・実施設計の段階に委ねるのではなく、基本計画の段階で確定させるべき。</p> <p>【理由】</p> <p>ア. 増築棟の面積基準について (p38～40)、①総務省の基準、②国土交通省の基準、③他自治体の事例を挙げてあります。①は起債のための基準であり新しい建築物に対して一定の根拠があると考えますが、②は一定の根拠とはいえ営繕のためのものであって新しい建築物のためのものではないのではないかと、まして③は、単に事例であって規模決定の根拠となるものではない上に、例示する事例の数によって変化する曖昧なものであると考えます。そして面積の結論として、この三つを単純平均した数値を規模決定の根拠とされています。あまりにも乱暴な結論決定であり、再検討が必要です。</p> <p>イ. 整備内容について、p6～30にわたって、現庁舎に対する六つの課題を挙げ、それへの改善策として、五つの基本方針が定められています。五つの基本方針は、今の時代状況を踏まえたものではあるでしょうが、最終的には、それらの観点で、何を、どこまで整備するかを確定させることが必要だと考えます。そして、1. (本計画の位置づけについて)でも指摘したように、圧縮された今後の事業スケジュールの中では、議会及び市民が計画の内容に関与できる機会は、現実的には今回において無いと思慮されます。つまりは、総事業費の妥当性の判断をするためにも、現段階で、五つの基本方針に例示されているものについて、何を採用し何を採用しないのか、具体的な整備内容を明確に示すべきです。</p> | <p>ア. 基本計画において1人当たり面積を25.73㎡として全体の面積算定を行っていますが、この1人当たり面積は現峰山庁舎では22.05㎡、大宮庁舎で25.89㎡、峰山総合福祉センターで18.53㎡であります。増築棟には福祉事務所等の機能として、ふれあいルームや食生活体験室なども配置する必要があります、的確な数値であると考えています。</p> <p>イ. 整備内容につきまして、基本理念及び基本方針を具体化するために導入することが望ましい機能の考え方の検討例としてお示ししたものです。</p> <p>基本計画時点ではここまでで、優先順位を比較・検討しながら、設計段階において本計画で示した概算事業費を踏まえて明らかにしていくべきことと考えています。</p> <p>なお、設計内容は議会にお示しし、必要な質疑等を行い、その上で工事請負費については議会に予算提案をし、その妥当性についてご判断いただくこととなります。</p> |
|------------------------|--|--|

(様式3)

| | | |
|------------------|---|--|
| <p>駐車場計画について</p> | <p>駐車場計画の全体にわたって見直すべき。</p> <p>①来庁者駐車場の算定についての考え方を見直すべき。</p> <p>②公用車駐車場（峰山幼稚園跡地駐車場）は、公用車駐車場に適さないため見直すべき。</p> <p>③p45の施設計画において、「来庁者駐車場は、有料化を検討」とありますが、有料化すべき。少なくとも本計画を策定する現段階において、有料化の是非を確定すべき。</p> <p>④職員駐車場について見直し、職員駐車場を庁舎に近接させるべき。職員駐車場を庁舎に近接できない場合は、本増築棟整備計画の全体を見直すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>①来庁者駐車場の算定において窓口部門の計算における人口の基礎数が京丹後市全体の人口である50,860人となっています（p42）が、増築棟の窓口部門の来庁者を算出するにあたって、京丹後市全体の人口を基礎とすることは不合理ではないでしょうか。各町には市民の利便性のために市民局があり、市民は基本的には住所地の市民局を利用していると考えます。峰山市民局ニュース34号によると、令和3年10月末現在の峰山町の人口は11,920人です。まずは、この数値を基礎としつつ、他の町域在住の市民の来庁も見込んで補正するなど算定するべきだと考えます。</p> <p>②p43旧峰山幼稚園跡地駐車場に公用車12台とされています。公用車は日常的に市役所業務に使用する自動車だとすれば、できるだけ庁舎に近接して駐車されていることが望ましい筈です。現峰山庁舎又は増築棟に配置される部署の公用車であるならば、旧峰山幼稚園跡地駐車場への駐車では業務効率の点からも不合理であり、公用車駐車場として当該駐車場は適さないと考えます。</p> <p>③現峰山庁舎駐車場は常時満車の状況といっても過言ではないと思います。これは、来庁者のみの駐車ではなく、近隣住民や近隣事業所関係の</p> | <p>①多様化する福祉ニーズに対応した福祉事務所機能及び子育て支援窓口の一元化などによる本庁機能の集約化により必要となる駐車台数は大きく増加することが想定されます。窓口利用者のみならず、相談や会議のほか、市民交流スペースの利用など全市民の利用を想定していることから、京丹後市全体の人口を算定基礎としているところです。</p> <p>②現在の公用車台数から駐車台数を計画していますが、共用できる台数が増えることで台数自体縮小する方向になると考えています。具体的な見直しは業務開始後となります。また、当面は利用頻度が多くない公用車を選定するなどして業務への支障を少なくしたいと考えています。</p> <p>③来庁者以外の駐車に関する状況については、従前から調査を行っており、継続して駐車している方については、移動の依頼をしております。しかしながら、現時点でもご指摘にありますように、目的外利用での駐車と思われる車両があることは把握しており、今後も引き続き、目的外利用の車両を調査し、移動の指導を行っていきます。また、駐車場の有料化については検討することとしています。峰山庁舎前の駐車場は整備し直す必要があり、具体的には設計段階で検討します。</p> <p>④職員駐車場については、職員の労働環境の確保から大切なことと認識していま</p> |
|------------------|---|--|

| | | |
|--|--|---|
| | <p>駐車があるためと言われていたが、その辺りの調査はされているのでしょうか。また、そのことについて真実性があるとするならば、本計画において、来庁者以外の目的外利用を避けるため、基本的に有料駐車場とし、来庁者は免除するというような運用を行うようすべきだと考えます。そして、このことは駐車場に関する規模・事業費にも影響するため、基本計画を策定する今の段階で決定すべきことと考えます。</p> <p>④駐車場を計画するにあたっては、来庁者への配慮と同時に職員さんへの配慮も必要です。本計画は、新たな職員駐車場を約1kmもの距離のある丹後文化会館と旧吉原小学校グラウンドに設定するとしています。現に利用されている峰山幼稚園跡地駐車場でも、峰山庁舎からは遠いと考えますが、毎朝毎晩、どんな天候の日も、更に遠いその距離を徒歩等で通勤することは、職員さんへの負担があまりにも大きいと考えます。一旦、増築棟を建設すれば、庁舎の位置は相当な期間において固定化します。20代の職員さんにすれば、一生、その生活が続くと考えることでしょう。あまりにも酷な内容です。駐車場から自転車等を使うなどの手段もあるかもしれませんが、多くの職員が同じ状況となることから、更なる問題を招き、現実性は乏しいと思慮します。計画策定時の現時点で、支障となる問題点は解消しておくべきです。</p> | <p>す。これまでの峰山庁舎に比べると職員には不便を掛けることとなりますが、他の近隣自治体でも職員駐車場が庁舎前にはない自治体もあり、市民利用を優先に考えたものでありますので、職員の皆様にはご理解いただきたいと考えています。なお、庁舎前の来庁者駐車場には15台分を体調に配慮すべき職員用として確保したいと考えています。</p> |
|--|--|---|

(様式3)

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>自動車の渋滞について</p> | <p>本計画の中で、増築棟建設後の交通状況について触れていません。計画どおりに職員駐車場が設定された場合、峰山町呉服（京都銀行）の交差点を中心に更なる渋滞を引き起こすことが想定されます。交通状況も踏まえて計画を検討すべきです。渋滞が解消されないのであれば、本増築棟整備計画の全体を見直すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>本計画どおりに職員駐車場が設定された場合、職員さんは、現状の時間帯よりも早めの出勤が想定されます。現在、朝の8時頃、夕方の5時頃は、峰山町呉服（京都銀行）の交差点を中心に、通勤・通学の自動車で渋滞が発生しており、地域の生活に影響が出ていますが、本計画どおりに増築棟が建設されれば、更なる渋滞を招くことが想定されます。現状にも増して、地域生活への悪影響が大きくなると考えます。渋滞は通常的生活にも支障となりますが、特に緊急車両の走行などへの悪影響は重大です。</p> | <p>庁舎増築棟整備に伴う本庁機能の集約化により、一定程度の職員数が増加します。通勤時間帯の交通状況は少なからず変化することは想定されることです。</p> <p>一方で渋滞する場所とおおよその時間帯はあらかじめわかっていますので、更なる悪化を招かないよう通勤ルート分散やフレックスタイム制による出勤時間の分散、また、公共交通機関の利用促進などにより渋滞を招かないように対応していきたいと考えています。</p> |
| <p>事業スケジュールについて</p> | <p>基本・実施設計は、議会や市民が計画の妥当性を判断するためにも、1年ごとの実施とし、令和4年度～5年度をかけて行うべきです。それができないのであれば、本基本計画は、増築棟整備の具体的で詳細な内容を明確に示したものとすべき。</p> <p>【理由】</p> <p>これほどの大きな建設事業においては、その妥当性を判断するためにも、実施スケジュールとして、基本計画、基本設計、実施設計とそれぞれに一年をかけてまとめていくのが通例だと考えますが、P49の事業スケジュールについて、令和4年度に基本・実施設計業務として一括りに示してあります。事業内容への議会及び市民参加の観点からも、それぞれに一年をかけて段階を踏むべきだと考えます。合併特例債期限が切迫している状況があるため、基本設計・実施設計を分離することなく一括りに進めていくのであれば、だからこそ、1.で指摘したとおり、本基本</p> | <p>合併特例債を活用するため、事業スケジュールはタイトなものとなりますが、一方で、本計画を策定した後も、引き続き、市民の皆様とのパートナーシップ推進に取り組み、設計及び施工の段階などにおいて、特に次代を担う若者をはじめとした市民の皆様に参加、参画いただく機会を設けるなど、基本理念及び基本方針等を共有しながら、愛着あふれる庁舎増築棟整備を進めていくこととしております。</p> <p>なお、設計内容は議会にお示しし、必要な質疑等を行い、その上で工事請負費については議会に予算提案をし、その妥当性についてご判断いただくこととなります。</p> |

(様式3)

| | | |
|---------------|--|---|
| | 計画は、具体的で詳細な内容を明確に示したものとすべきと考えます。 | |
| 増築棟計画そのものについて | <p>以上、六つの観点において意見を述べましたが、これらの内容についての見直しと、本計画に具体的で詳細な内容が明確にできないのであれば、増築棟建設計画そのものは断念し、別の手法での新たなまちづくりを模索すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>昨年度設置された京丹後市庁舎整備検討委員会の議事録を読むと、コロナによって激変した社会状況の中でリモート技術の利用がより身近になっているため、庁舎は集約化よりもむしろ分散による各町の拠点づくりが重要ではないかとの観点からの議論も多くあった。また、本庁建設という大事業にもかかわらず20～30年後の移転を持ち出さなければならない不可思議さ、更に、今まさに都市拠点の在り方についても議論されていること、これらの観点を踏まえて、新たに舵を切り直す時にきているのではないかと考えます。</p> | <p>合併以来、峰山総合福祉センターをはじめ、合併前に建てられた旧町庁舎を使用した分庁舎方式で本市の行政運営を進めてまいりましたが、それぞれの建物について老朽化がだんだんと進んでくる中で、大規模な改修も必要となっています。</p> <p>特に峰山総合福祉センターについては、耐用年数等を踏まえるとその在り方を検討しなければならない段階にきており、福祉事務所機能の移転を早急に検討する必要があります。</p> <p>こういった中で、合併特例債の活用期限を見据えたときには、各庁舎の大規模な改修や福祉事務所機能の移転を判断しなければならない状況にあります。</p> <p>合併特例債を活用し庁舎増築棟を建設した場合は、本庁機能の集約化を行わず既存庁舎を継続利用した場合と比較し、財政負担及び庁舎機能において優位であると判断しており、増築棟整備が必要不可欠であると考えています。</p> <p>また、庁舎増築棟については、できるだけコンパクトに整備しながら、仮に20年後、30年後、更にはその先の将来を展望する中で、都市拠点と庁舎、また、行政機能の在り方についても前広に検討する必要はあるのではないかと考えています。</p> <p>市民局機能についても、それぞれの庁舎を核としながら地域活性化の拠点として必要な整備は行っていくものと考えており、ますますICT化が進むことが予想される中、対面とオンラインの長所、短所を上手に組み合わせ、市民の</p> |

(様式3)

| | | |
|--|--|--------------------------|
| | | 利便性向上や的確な相談対応等を行ってまいります。 |
|--|--|--------------------------|

意見に基づき、案は以下の内容に修正いたしました。

<修正前>

- P1 「2 庁舎増築棟整備基本計画策定の目的・位置付け」
(略) 市職員のワークショップ、パブリックコメントなどの実施により市民の意見を取り入れながら検討するとともに、今後、新たに生じる社会的変化などへ柔軟に対応していきます。

<修正後>

- P1 「2 庁舎増築棟整備基本計画策定の目的・位置付け」
(略) 市職員のワークショップ、パブリックコメントなどの実施により市民の意見を取り入れながら検討してきましたが、今後も新たに生じる社会的変化などへ柔軟に対応していきます。